

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和6年10月2日(水曜日)
午前9時30分～午前9時46分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 戎屋昭彦 委員長 石井和幸 副委員長
竹岡昌治 委員 山中佳子 委員
三好睦子 委員 岡山隆 委員
秋枝秀稔 委員 杉山武志 委員
村田弘司 委員 藤井敏通 委員
末永義美 委員 山下安憲 委員
井上敬 委員 竹下駿 委員
三善庸平 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員
荒山光広 議長
- 6 出席した事務局職員
岡崎基代 議会事務局長 石田淳司 議会事務局議事調査班長
寺埜真輔 議会事務局庶務班長
- 7 説明のため出席した者の職氏名
志賀雅彦 副市長 佐々木昭治 総務企画部長
井上辰巳 市民福祉部長 市村祥二 建設農林部長
古屋敦子 総務企画部次長 佐々木靖司 市民福祉部次長
中村壽志 建設農林部次長 新家健司 行政経営課長
佐伯端絵 子育て支援課長 岩崎敏行 農林課長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（戎屋昭彦君） おはようございます。ただいまより、予算決算委員会を開会します。

議長、報告事項がありましたら。

○議長（荒山光広君） 特にございませぬ。よろしくお願ひします。

○委員長（戎屋昭彦君） 本会議において、本委員会に付託された市長提出議案1件について審査しますので、御協力願ひします。

執行部及び委員の皆さんには、簡潔な説明と質疑に努められるようにお願ひします。

それでは、審査を始めます。

議案第76号令和6年度美祢市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。執行部から説明を求めます。新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） それでは、説明いたします。

1ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正についてですが、このたびの補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ730万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を213億1,113万9,000円とするものでございます。

続いて、補正予算の内容について、特定財源の内容を含め、歳出から御説明いたします。

12ページ、13ページを御覧ください。

○委員長（戎屋昭彦君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） 1目児童福祉総務費、説明欄002児童福祉対策事業におきまして、消耗品費を5万9,000円、共用一般備品購入費を10万1,000円追加しております。

これは、本年6月に、第68回日本母親大会実行委員会から、昨年の6月30日から7月1日にかけて発生した大雨により被災した地域の子どもたちのために使ってほしいと美祢市へ寄附を頂いたことから、市役所本庁舎1階にあるキッズスペースに絵本及び本棚を購入し、同じく本庁舎1階にある授乳室用のおむつ交換台を購入するものです。

財源につきましては、歳入において、寄附金16万円を追加しております。

続きまして、009延長保育事業におきまして、延長保育事業補助金を90万円追加しております。

これは、国の実施要綱に基づき、保育標準時間を超えて保育を実施した私立の保育園に対して補助金を交付するものであり、令和6年度から、国の補助基準額が1事業当たり年額30万円から60万円に上げられたことに伴い追加するものです。

財源につきましては、歳入において、国庫支出金30万円、県支出金30万円を追加しております。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） 続きまして、その下、中段の表になります。

1目生活保護総務費です。

002の低所得者福祉事業において174万9,000円を追加しています。

これは、令和6年度の生活保護制度改正に対応するため、生活保護システムのシステム改修に係る委託料です。

なお、特定財源として、国庫支出金87万4,000円を追加しています。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 岩崎農林課長。

○農林課長（岩崎敏行君） 続きまして、6款農林費・2項林業費・5目治山事業費、説明欄001小規模治山事業におきまして、小規模治山事業補助金450万円を追加しております。

これは、人家の裏山の私有林地6か所において、山地崩壊の予防、また、これまでの降雨や梅雨前線の影響を受けたことに対応するため、事業費が50万円以上で200万円を超えない範囲で、崩壊防止工事等の事業実施者に対し2分の1以内の額を補助するものです。

農林費の説明は以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 新家行政経営課長。

○行政経営課長（新家健司君） 続いて、歳入を御説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

国庫支出金等の特定財源につきましては、歳出の説明時に併せて説明いたしましたので、一般財源に関する――関連する部分を御説明いたします。

まず、10款地方特例交付金です。

説明欄を御覧ください。

地方特例交付金を139万4,000円追加しております。

これは、当初予算において、住宅ローン減税に係る個人住民税減収補填分と定額減税に係る減収補填分を合わせて計上しておりましたが、7月に9,328万8,000円とする交付決定通知がありましたので、その差額を追加するものでございます。

続いて、11款地方交付税です。

説明欄を御覧ください。

普通交付税を1億4,091万4,000円追加しております。

これは、当初予算において、国から示された普通交付税の算定資料に基づき、測定単位の変動等を考慮し51億5,000万円を見込んでおりましたが、7月に52億9,091万4,000円とする交付決定通知がありましたので、その差額を追加するものでございます。

続いて、10ページ、11ページを御覧ください。

19款繰入金・1項基金繰入金・1目財政調整基金繰入金です。

説明欄を御覧ください。

このたびの普通交付税の追加などにより、収支差額となる1億3,793万3,000円を減額しております。

続いて、22款市債です。

説明欄を御覧ください。

臨時財政対策債を130万円追加しております。

これは、当初予算において、国が地方財政計画で示した伸び率で算出しておりましたが、7月に2,620万円とする決定通知がありましたことから、その差額を追加するものです。

続いて、第2条地方債の補正について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

地方債の補正については、臨時財政対策債の限度額を変更するものです。

説明は以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑はありませんか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） お尋ねです。

延長保育というのは大変需要が強いと思うんですよね。これはあれですか、私立はどことどこと、それから公立で延長保育されておられるところを箇所教えていただいたらと思うんですが。

○委員長（戒屋昭彦君） 佐伯子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐伯瑞絵君） ただいまの質問にお答えいたします。

延長保育を実施している園ということで、私立保育園は、吉則保育園、南大嶺保育園、麦川保育園で実施されております。

公立保育園につきましては、秋吉保育園、大田保育園、秋芳桂花保育園で実施しております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。その他ございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 13ページなんですけれど、13ページの002低所得者福祉事業で、これは制度改正があったということなんです、どのように変わったのでしょうか。生活保護の制度改正がどのように変わったかということをお尋ねします。

○委員長（戒屋昭彦君） 佐々木市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（佐々木靖司君） お答えします。

このたび、令和6年の制度改正については大きく2つの点がございます。

1点目については、高卒新卒者が高校卒業後、新たに生活を立ち上げられて保護を脱却された場合、一時金として、その後の就労の安定を図るために、一時金が支給されるのが1点。

もう1点については、これまで保護被保護世帯の方が出身世帯から大学に進学された場合には、進学準備給付金というものが設けてありましたが、これに加えて、高校卒業して就職をされた場合、これにつきましても、就職準備給付金というものが支給される、この大きな2点が改正の内容になっております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。そのほかございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それではですね、治山事業の件について、この農林費について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

小規模治山事業が450万付いております。今回、雨がですね、6月の去年と同様

にまでいがなく——いかなかったですけれども、結構裏山が崩れたとか、そういったところはお聞きしております。

それですね、今、実際、今回の小規模事業を申請して進めておられる件数——件数というのは、実際何件あったのか。まず、この辺からお聞きしたいと思います。

○委員長（戎屋昭彦君） 岩崎農林課長。

○農林課長（岩崎敏行君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回上げてます6件につきましては、これまでの降雨、ですから6月の大雨以前の降った降雨で、この大雨によって、またちょっと地滑りの兆候があったというところの箇所に関しまして、補正予算を上げております。

で、この6月の降雨につきましては、崩土除去の事業を処理——事業につきましては補正予算を計上しております、75号の補正予算に上げておりまして、崩土除去の経費として15件、1,000万2,000円を裏山の崩土除去の事業として計上しているところです。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回、申請15件あったという、こういった認識でいいということですね。

それで、この裏山が崩れて、基本的には、個人が3分の1、例えば210万——200万かかったら3分の1が個人、あと、そして3分の1が市、そして3分の1が県、こういった形での負担となっております。そこは認識しておるんですけど、なかなかこういった治山事業というのは、県の予算が付かないと、実際推進していくことが難しいということもお聞きしております。

それで、もし、今回の山が崩れて、市有地に、市のですよね、持ち物の土地が崩れて、そういう民地に影響を及ぼした場合、こういったところに関しては、市の対応というのはどのようになるんでしょう。

○委員長（戎屋昭彦君） 岩崎農林課長。

○農林課長（岩崎敏行君） ただいまの御質問にお答えします。

県の治山事業におきましては、県のほうが2分の1補助で補助残の3分の2が地元負担となっております。

で、今御質問ありました、例えば、市有林が崩壊して民地に入った場合というこ

とになった場合につきましては、市のほうで全額負担をするということで、人家—
—民地の所有者からの負担はございません。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） もし、市有地が崩れた場合に、私の認識では、市が2分の1、
県が2分の1というこういった認識やったんですけど、これちょっと間違いという
ことで、全部市が負担ということでいいんですよね。

また、そして、こういった例というのが今回あったのか、それとも最近あったの
かどうか、これについてお伺いします。

○委員長（戒屋昭彦君） 岩崎農林課長。

○農林課長（岩崎敏行君） ただいまの質問にお答えいたします。

今の御質問の県の治山事業ということになり——小規模治山事業ということになり
ますので、委員おっしゃるとおり、2分の1が県の補助、2分の1が市の補助—
—補助っていうか、市のほうが負担するということになっております。

で、当初予算に計上してます、今回、県の事業で2件ほど上げております。その
うち1件が今委員がおっしゃったような事例でございますので、そのような対応を
しております。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第76号を採決します。本案について、原案のとおり決することに
御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のと
おり可決されました。

以上で、本会議で本委員会に付託されました議案1件についての審査を終了しま

した。

そのほか、委員の皆さんから所管事項について何かありましたら、御発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前9時46分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年10月2日

予算決算委員長